

# ふたばの会 会則

## 第1条 名称・事務所

本会は、財団法人日本ダウン症協会（以下JDS）の支部であり、正式名称を『東京世田谷支部ふたばの会』、通称を『ふたばの会』とする。連絡事務所を会計担当者宅におく。

## 第2条 目的

この会は、ダウン症児のより健やかな成長、発達および社会環境の充実を願って、会員およびその子どもの学習、親睦、その他の交流を図ることを目的とする。

## 第3条 会員

この会は正会員と賛助会員をもって組織する。ダウン症児の父母、またはそれに代わる保護者は正会員、その他の支援者は賛助会員とする。

## 第4条 事業

本会は以下の事業を行う。

1. 会員相互の支援活動(療育・育児・就学・就労)
2. ダウン症児への理解ならびに知識を高める活動
3. 会報の発行
4. JDS 活動への協力
5. 関係団体への連絡、交渉
6. その他目的を達成するための活動

## 第5条 役員

1. 本会に以下の役員を置く

代表：本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会を招集主宰する。

副代表：代表を補佐し、代表に事故があるときはその代理をする。

また、関係団体との連絡、調整、交渉にあたる。

広報：会報を発行する。(会の安定的な運営と会員の生活向上を目指す)

研修：研修に関する例会を企画・実施する。

行事：全員が参加するイベントを企画・実施する。

会計：本会の財産を保管し、予算に基づいて会計事務を処理する。

総会に決算報告をする。

2. 役員は各地域班より2名選出し、総会の承認を得て決定する。
3. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 1) 代表、副代表は他の役員及びリーダーを兼任できない。

- 2) 役員は次期の者への引き継ぎが行われるまでその職務にあたる。
- 3) 年度途中で欠員が生じた場合には、役員会で承認を得て補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第6条 会計監査

1. 本会の会計を監査するため、会計監査委員を置く。
2. 会計監査委員の選出は前年度会計役員から選出し、総会の承認を得て決定する。
3. 会計監査委員は役員及びリーダーを兼任できない。
4. 欠員が生じた場合は、前年度の役員の中から選出し、役員会で承認を得て決定する。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第7条 班活動

1. 地域班
  - 1) 本会に以下の地域班を設置する。
    - 北沢地域
    - 田谷地域
    - 玉川地域
    - 砧地域
    - 烏山地域
  - 2) 会員は居住する地域により、いずれかの地域班に所属する。但し、世田谷区外の居住者については、希望により変更することができる。
  - 3) 各地域班からリーダーを選出する。リーダーはその地域内会員の交流を図り、地域内の保育園、幼稚園、学校、病院等に関する情報の共有に努める。また、会員(未入会員を含む)の相談、対応にあたる。
  - 4) 会員はリーダーに協力して地域班のメンバーとして活動し、会運営に参加する。
  - 5) 会員は地域より選出した役員のスタッフとして役員任務を助け、協力する。
2. 年齢別グループ
  - 1) 以下の年齢別グループを設置する。
    - ミルクークラブ：0歳～6歳（就学前）
    - キッズクラブ：小学校1年～6年
    - ティーンズクラブ：中学校1年～高校3年（または同等の年齢）
    - ジャンプジャンプクラブ：18歳以上（高卒以上）
  - 2) 会員は子どもの年齢により、いずれかのグループに所属する。

- 3)各グループからリーダーを選出する。リーダーは子どもおよび会員の交流と情報共有の場を企画・提供する。
- 3.赤ちゃん体操
  - 1)子どもの発達を促す赤ちゃん体操を定期に実施する。
  - 2)リーダーを2名選出する。リーダーは赤ちゃん体操の開催運営をすると共に、新しくダウン症の赤ちゃんを授かった親のケアに努める。
- 4.父親会
  - 1)父親たちを中心に、各種勉強会・親睦会・レクリエーションを開催運営する。
  - 2)リーダーを2名選出する。

## 第8条 会議

- 1.総会
  - 1)総会は最高意思決定機関であり、正会員の過半数の賛成(可決同数の場合は、議長の賛成)によって議決する。
  - 2)総会は年1回開催する。ただし代表が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の要求があったとき、代表はこれを開かなければならない。
  - 3)以下の事項は、総会の承認を得なければならない。
    - イ.役員・会計監査委員・各リーダーの選任
    - ロ.会則の改正
    - ハ.決算ならびに予算
    - ニ.その他役員会で重要と認めた事項
- 2.役員会
  - 1)役員会は総会に次ぐ意思決定機関として、本会の運営にあたる。その任務は以下の通りとする。
    - イ.会の運営・事業について総合的な企画、連絡統一をはかる。
    - ロ.各役員・各リーダーにより提案された事項の審議決定。
    - ハ.総会に提出する議案の作成。
    - ニ.その他の本会の活動全般に関する事項の審議決定。
    - ホ.必要に応じて、活動グループを設けることができる。
  - 2)役員会は以下により構成し、原則として月一回開催する。
    - 役員
    - 地域リーダー

年齢別グループリーダー

赤ちゃん体操リーダー

父親会リーダー

代表は必要に応じて活動グループリーダーや係を役員会に出席させることができる

3) 役員会は出席した役員およびリーダーの過半数の賛成によって議決する。

#### 第9条 会計

1. 本会の経費は会員からの会費による収入で支弁する。他に収益金・寄付金等を収入とすることができる。
2. 正会員の会費は1世帯あたり年額3,000円とする。賛助会員は1口年額2,000円とし、会費は原則として年1回の一括徴収とする。
3. 途中入会の場合は月割りで計算し、入会時に一括徴収する。
4. 途中退会の場合は月割りで計算する。ただし一旦入金された会費は返還しない。
5. 上記のほか、JDSの支部として同会費について代行徴収する。JDSの会費は1世帯あたり年額4,000円とし、賛助会員は3,000円とする。新入会時には別途入会金として1,000円を徴収する。
6. 会費が1年間未納の場合は、催告の上、自動的に退会とみなす。

#### 第10条 弔慰金

1. 次の場合、以下に定める弔慰金を支出する。
  - 1) 正会員は子ども本人、または父母が死亡の場合10,000円とする。
  - 2) 賛助会員が死亡の場合10,000円とする。

付記  
2000年5月14日改定  
2003年5月17日改定  
2007年5月13日改定  
2008年5月17日改定  
2012年5月20日改定